



10 月 号

第144号 2023年10月1日

発行人
一般社団法人四日市労働基準協会

四日市市西浦一丁目1-10

TEL 059-353-3910

FAX 059-352-1311

全国労働衛生週間を迎えて

四日市労働基準監督署長 宮田 仁



一般社団法人四日市労働基準協会会員の皆様には、日頃より、労働基準行政の運営につきまして、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年における当署管内の休業4日以上^{スリーセブン}の死傷者数は対前年同期比で減少しているものの、高年齢労働者を中心に、転倒や腰痛など労働者の作業行動に起因する労働災害の発生率が高くなっています。

今年度、当署では「令和5年 チャレンジアングダー777^{スリーセブン}ほくせい推進運動」を展開し、行動災害防止について、重点的に取り組んでいるところですが、人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりをさらに推進していく必要があります。

このような中、昭和25年の第1回実施以来、今年で第74回を迎える全国労働衛生週間は、「目指そうよ二刀流 **こころとからだの健康職場**」をスローガンとして展開されます。

全国の状況を見ますと、過労死等事案の労災認定件数は、令和4年度には904件となっており、引き続き過労死等を防止するため、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が課題となっています。

また、精神障害による労災認定件数は令和4年度には710件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策のさらなる強化が求められています。

さらに、化学物質による休業4日以上^{スリーセブン}の労働災害は、450件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めており、化学物質等による重大な遅延性の職業性疾病も後を絶たない状況です。

このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入しました。

そして、これらを担当する化学物質管理者及び保護具着用管理責任者については、令和6年4月より選任が義務化されるなど、自律的・自主的な労働衛生管理は、今後益々重要性を増しています。

一般社団法人四日市労働基準協会の会員の皆様におかれましては、全国労働衛生週間を契機に、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進をお願いいたします。

～トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます～

道路貨物運送業だけでなく、貨物自動車（トラック）を所有する全ての事業場が対象となりますので、注意が必要です。

また、荷主の立場からも、法令の内容を理解のうえ、トラック事業者に対する必要な指導、助言等をお願いいたします。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

**R5.10.1
施行**

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

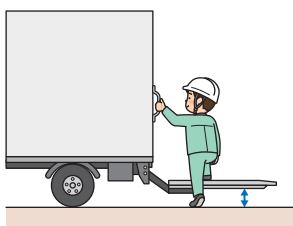
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

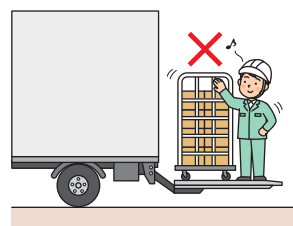
	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t 未満	2t 以上 5t 未満	5t 以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②) △ (上記以外)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作[※]の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャスターSTOPパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育		・テールゲートリフターの操作の方法	2 時間

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 45分以上で可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略不可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。
テールゲートリフターに関する知識 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターによる作業に関する知識 ⇒ 省略可
関係法令 ⇒ 省略不可 テールゲートリフターの操作の方法 ⇒ 省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

〇はたらきかたススめ特設サイトで、働き方改革PR動画「はたらきかたススめ」シリーズを公開しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34701.html

この動画シリーズは、令和5年4月から開始する建設業で働く方やトラック・バス・タクシーのドライバーへの時間外労働の上限規制の適用に向けて俳優の小芝風花さんを起用し制作したもので、「国民の皆様向け」、「トラック編」、「バス編」、「建設業編」を公開しています。

これらの産業での働き方改革の実現に向けて、発注者の方々をはじめ、皆様に知っていただきたいことを取り上げていますので、ぜひご覧ください。



〇三重県最低賃金が改正されます

令和5年10月1日より、現行の時間額933円から40円引上げ、

時間額 973円

になります。この最低賃金は、三重県内で働くアルバイトやパート労働者等の名称及び年齢を問わず全ての労働者に適用されます。

ただし、建設機械、鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・同附属品製造業・その他の輸送用機械器具製造業（時間額987円）等には特定最低賃金が定められており、それらが適用されます。

なお、「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合、高いほうの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

〇令和5年8月31日から、「業務改善助成金」の制度が拡充されます。

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請(※)が可能に

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充内容

①対象となる事業場を、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場から**50円以内の事業場に拡大**

②以下の条件を満たす事業者は**賃金引き上げ後の申請が可能に**

- ・事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者
- ・賃上げ対象期間：令和5年4月1日から令和5年12月31日

※上記②以外の事業者は、賃金引き上げの前に交付申請をしていただく必要があります。

交付申請書等の提出先は三重労働局雇用環境・均等室です。

不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。



令和5年 労働災害発生状況（休業4日以上之死傷者数）

四日市労働基準監督署
令和5年8月末現在

業種	年別	令和4年		令和5年		対前年比				
		死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡		死傷		
						人数	%	人数	%	
合計		2	475	1	440	-1人	-50.0%	-35人	-7.4%	
製造業	食料品		36		35			-1人	-2.8%	
	繊維工業		2		1			-1人	-50.0%	
	衣服その他繊維		1		1			±0人	±0.0%	
	木材・木製品		2		1			-1人	-50.0%	
	家具・装備品		1		1			±0人	±0.0%	
	パルプ・紙加工品			1		4			+3人	+300.0%
	印刷・製本									
	化学工業	1	11		4	-1人	-100.0%	-7人	-63.6%	
	窯業土石製品		7		11			+4人	+57.1%	
	鉄鋼業		7		6			-1人	-14.3%	
	非鉄金属									
	金属製品			17		15			-2人	-11.8%
	一般機械器具			19		10			-9人	-47.4%
	電気機械器具			9		5			-4人	-44.4%
	造船業			1		1			±0人	±0.0%
造船業以外の輸送用機械等			9		10			+1人	+11.1%	
電気・ガス・水道業			1					-1人	-100.0%	
自動車整備・機械修理業			3		1			-2人	-66.7%	
上記以外の製造業			6		4			-2人	-33.3%	
小計		1	133		110	-1人	-100.0%	-23人	-17.3%	
鉱業	採石業		1					-1人	-100.0%	
	上記以外の鉱業				1			+1人		
	小計		1		1			±0人	±0.0%	
建設業	土木工事	1	17		16	-1人	-100.0%	-1人	-5.9%	
	木造家屋建築工事		2		4			+2人	+100.0%	
	木造家屋以外の建築工事		19	1	25	+1人		+6人	+31.6%	
	その他の建設業		13		18			+5人	+38.5%	
小計		1	51	1	63	±0人	±0.0%	+12人	+23.5%	
運輸業	旅客運送業		4		1			-3人	-75.0%	
	道路貨物運送業		67		64			-3人	-4.5%	
	港湾運送業		1		2			+1人	+100.0%	
	上記以外の運送業		11		11			±0人	±0.0%	
小計			83		78			-5人	-6.0%	
第一次産業	林業									
	農業・畜産業		5		3			-2人	-40.0%	
小計			5		3			-2人	-40.0%	
第三次産業等	商小売業		59		45			-14人	-23.7%	
	うち新聞販売業		13		4			-9人	-69.2%	
	上記以外の商業		17		15			-2人	-11.8%	
	通信業		8		7			-1人	-12.5%	
	保健衛生業	社会福祉施設		30		19			-11人	-36.7%
	医療保健業・その他		11		11			±0人	±0.0%	
	接客娯楽業	旅館		1		3			+2人	+200.0%
	飲食店		15		23			+8人	+53.3%	
	ゴルフ業		9		5			-4人	-44.4%	
	上記以外の接客娯楽業		6		5			-1人	-16.7%	
	清掃業	ビルメンテナンス業		2		4			+2人	+100.0%
	産業廃棄物処理業		11		7			-4人	-36.4%	
	上記以外の清掃・と畜業		2		4			+2人	+100.0%	
警備業		7		10			+3人	+42.9%		
上記以外の事業		24		27			+3人	+12.5%		
小計			202		185			-17人	-8.4%	

資料出所 四日市労働基準監督署「死亡災害報告・労働者死傷病報告」 注:死亡者数は内数であらわしたものの。

【8月末時点労働災害発生状況(上表参照)】

令和5年8月末日時点における休業4日以上之死傷者数は、前年同期と比較して、35人減少(7.4%減少)となっています。業種別では、多くの業種で前年より減少していますが、「建設業」において大幅な増加(12人、23.5%増加)となりました。今後も、労使が連携した労働災害防止の取り組みの継続をお願いいたします。

事業主・労働者の皆さま

精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介します

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このリーフレットでは、改正に関する3つのポイントを紹介しています。ご不明な点は、最寄りの窓口までご相談ください。

1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価表を見直しました

■ 具体的出来事を追加し、類似性の高い具体的出来事の統合等を行いました。

追加	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した
統合	転勤・配置転換等があった など

■ 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例を拡充しました。

- パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことなどを明記しました。
- 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記しました。

2. 業務外で既に発病していた精神障害の悪化について労災認定できる範囲を見直しました

変更前	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務と悪化との間の因果関係を認めていなかった
変更後	悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したと医学的に判断※されるときには、業務と悪化との間の因果関係が認められる

※ 本人の個体側要因（悪化前の精神障害の状況）、業務以外の心理的負荷、悪化の態様・経緯等を十分に検討します。

3. 速やかに労災決定ができるよう必要な医学意見の収集方法を見直しました

- 主治医意見の他に専門医による医学的意見の収集を必須とする範囲等を見直したことで、労災決定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれまでと変更ありません

【認定要件】

- ① 認定基準の対象となる精神障害を発病していること
- ② 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- ③ 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したとは認められないこと

■■ 講習・教育 ■■

■■ 協会のうごき ■■

開催月日		種 別	修了者数 ()内 申込定員
月	日		
7	3	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	59
	4	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育	34
	7~9	アーク溶接等業務特別教育	34
	19	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	50
	21	K Y T実践研修	32
	22	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	36
	25~26	職長等教育 [建設業を除く]	32
	28	特定粉じん作業従事者特別教育	41
8	3~4	職長・安全衛生責任者教育	32
	8~9	安全衛生推進者養成講習	29
	22-27 9/2-3	フォークリフト運転技能講習	16
	22~25	〃	20
	22- 29~31	〃	20
	23	化学物質管理者研修(製造事業場以外の事業場)	51
	25-27	クレーン運転業務特別教育	40
	29~30	職長等教育 [建設業を除く]	32
9	1	低圧電気取扱業務特別教育	60
	5~6	安全管理者選任時研修	38
	8~9	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	38
	12	K Y T実践研修	32
	14~15	職長等教育 [建設業を除く]	32
	20	衛生推進者養成講習	6
	21	特定粉じん作業従事者特別教育	32
10	26	保護具着用管理責任者教育	48
	30	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	36
	11	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(50)
	13~15	アーク溶接等業務特別教育	(34)
	19	化学物質管理者研修(製造事業場以外の事業場)	(50)
	25	保護具着用管理責任者教育	(48)
11	30~31	職長等教育 [建設業を除く]	(32)
	7~8	安全衛生推進者養成講習	(50)
	10~11	産業用ロボットの教示等の業務特別教育	(38)
	24	保護具着用管理責任者教育	(48)
	27	K Y T実践研修	(32)
12	29~30	職長等教育 [建設業を除く]	(32)
	4	化学物質管理者研修(製造事業場以外の事業場)	(50)
	5	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育	(90)
	6	特定粉じん作業従事者特別教育	(40)
	8-10	クレーン運転業務特別教育	(40)
	14~15	安全管理者選任時研修	(48)
	16	自由研削用といしの取替え等業務特別教育	(36)
12	19	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	(50)
	21~22	職長等教育 [建設業を除く]	(32)

開催月日		事 項	場 所
月	日		
8	2	正副委員長会議 (第2回)	当協会応接室
	〃	編集委員会 (第2回)	当協会応接室
9	22	安全衛生委員会 (第2回)	当協会会議室
	27~29	全国産業安全衛生大会	ポートメッセなごや
10	4	三重県産業安全衛生大会	三重県文化会館
	6	総務委員会 (第2回)	当協会会議室
	17	理事会 (第2回)	当協会会議室
11	2	正副委員長会議 (第3回)	当協会応接室
	〃	編集委員会 (第3回)	当協会応接室
	21	四日市地方産業安全衛生大会 & 優良勤労者表彰式	四日市市文化会館
12	1	優良事業場視察研修	ケイミュー(株)伊賀事業所
1	10	安全祈願祭	伊勢神宮

**2023年度
四日市地方産業安全衛生大会 &
優良勤労者表彰式**

日時 2023年11月21日(火) 13:00~
場所 四日市市文化会館 第2ホール
特別講演 15:05~16:35

「歴史に学び、未来を読む
~家康の天下取りに学ぶ~」
歴史家・作家 加来 耕三氏

優良事業場視察研修会のご案内

日 時：2023年12月1日(金) 日帰り
視察先：ケイミュー株式会社 伊賀事業所
(三重県伊賀市三田 410-1)
安全祈願先：菅原神社
(三重県伊賀市上野東町 2929)
定員：30名
参加費：1名につき 11,000円(うち消費税1,000円)
10月1日から募集を開始します。(締切11月10日)

安全祈願祭のご案内

日時：2024年1月10日(水)13:30~
(開始時刻は前後する場合がありますので、
30分前にはご参集ください。)
場所：伊勢神宮内宮神楽殿
募集定員：50名(当協会関係分)
参加費：なし
授与品：なし
11月より募集を開始します(締切12月8日)
新春賀詞交換会については、参加者を限定して開催
しますので、参加募集は致しません。

適格請求書発行事業者番号のお知らせ

令和5年10月1日より導入される「適格請求書等保存方式
(インボイス制度)」の当協会の登録番号をお知らせします。
適格請求書発行事業者登録番号 T6190005009938

会員事業場のご紹介

「社員が心身ともに元気に働ける職場を目指して」

株式会社クスノキケミコ

<事業内容> 化学及び工業用薬品の供給・管理

会社紹介

株式会社クスノキケミコは、1990年の創業以来、産業用薬品供給管理業務に特化し、電子産業におけるメーカー様の発展と共に成長してまいりました。

タンクローリーによる大量供給から、薬瓶1本の管理に至るまで幅広い管理ができる体制で、お客様事業場の「安全・安定稼働」に寄与しています。

時代のニーズにマッチした、工場運営体制をご提案するために、これからも技術の研鑽を積み、高い品質のサービスをご提供できるよう努力し続けてまいります。



安全衛生活動の取り組み

職場安全衛生委員会を組織し、職場の安全や従業員の健康維持増進活動を推進して働きやすい職場づくりに取り組んでおります。

業種の特質上、お客様と職場環境を共有していることもありパートナー企業様との安全衛生定例会を開催し災害が発生しない作業環境づくりのため双方から問題を提議し、継続した改善を行っております。

定期健康診断は、対象者全員が受診できるよう作業計画を組んで実施しており希望者に対し胃部X線（バリウム）検査を胃カメラ検査に置換えて受診することとがん検診2項目の費用を会社で負担しオプション検診の受診を推奨しています。

また、健康診断の結果で要再検査、要精密検査、要治療となった従業員に対し再診率100%を目標に受診勧奨を行っております。

健康保険特別指導の対象になった従業員への保健指導面談も実施して頂いております。

取り組みをやって良かったこと

安全と健康を意識する従業員が増えてきました。また、症状が軽度の段階で医療機関を受診して対策する従業員も増えました。

その他の取り組み

『クスノキケミコ健康新聞』を月一発行

朝のラジオ体操、ミーティングにて「危険予知ポイント」の発表を継続して行っており地域の健康促進事業へも積極的に参加することで、健康意識の高揚を図っています。

安全衛生関係の周知事項は、口頭での連絡だけでなく出来るだけ連絡書として回覧し周知漏れを防止しています。

また、過去の連絡事項を読み返すことが出来るようファイルに保存しています。



健康経営優良法人(中小規模法人部門)
2023年3月8日付で4年連続認定



三重とこわか健康経営カンパニー
2023年7月1日付で4年連続認定

おわりに

当社の日頃の安全衛生に対する取り組み活動が評価され、一般社団法人四日市労働基準協会より2022年度安全衛生優良事業場表彰を受けました。

今後も職場の安全と従業員の健康を守り、より快適な職場環境づくりに努めてまいります。

